

## 平成 29 年度第 2 回社会福祉審議会 議事録要旨

日 時	平成 30 年 2 月 23 日（金）午後 2 時から午後 4 時まで
場 所	東大阪市役所 18 階 大会議室
出席者	<p>（委員）関川委員長、新崎委員、井上委員、江浦委員、遠藤委員、勝山委員、岸本委員、義之委員、坂本委員、潮谷委員、滝川委員、中西英委員、永見委員、西島委員、三星委員、森田委員、山下委員、山田委員、吉田委員 以上 19 名</p> <p>（事務局）平田福祉部長、奥野子どもすこやか部長、大堀健康部長、清水学校教育部長、植田福祉部次長、中野指導監査室長、久保田生活福祉室長、安井障害者支援室長、高橋高齢介護室長、菊地子どもすこやか部次長、川西子ども子育て室長、関谷保育室長、山本健康部次長、中野学校教育推進室参事、泉青少年スポーツ室長、池田教育政策室次長、上村福祉企画課長、浦野法人指導課長、山本生活福祉室次長、大東障害施策推進課長、高品障害福祉認定給付課長、巽高齢介護課長、福永地域包括ケア推進課長、大西介護保険料課長、森給付管理課長、杉本介護認定課長、大川子ども家庭課長、竹山子ども見守り課長、山口施設指導課長、小櫻子育て支援課長、浅井保育室次長、山本健康づくり課長、桑田母子保健・感染症課長、福祉企画課 和田総括主幹、石田主任、井上係員、竹林社会福祉協議会次長</p>
議 題	<p>1. 各計画の策定について</p> <p>（1）障害福祉計画・障害児福祉計画</p> <p>（2）高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</p> <p>（3）（仮称）子どもの未来応援プラン</p> <p>2. その他</p>
議事要旨	<p>○司会 開会のことば</p> <p>○福祉部長 開会のあいさつ</p> <p>○委員長あいさつ</p> <p><b>【平成 29 年度に策定する計画についての報告】</b></p> <p>○委員（障害者福祉専門分科会） 第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画についての概要説明</p> <p>○障害施策推進課 第 5 期福祉計画についての詳細説明</p> <p>○子ども見守り課 第 1 期障害児福祉計画についての詳細説明</p> <p>○委員長（高齢者福祉専門分科会 会長） 第 8 次高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画についての概要説明</p> <p>○高齢介護課</p>

第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画についての詳細説明

○委員（児童福祉専門分科会 副会長）

（仮称）子どもの未来応援プランについての概要説明

○子ども家庭課

（仮称）子どもの未来応援プランについての詳細説明

【委員の意見】

（委員）

障害計画素案49ページの「児童発達支援等」の「保育所等訪問支援」について、計画20回で実績が1回となっているが、我々私立保育会の施設が54施設ある中で、20回というのが適当なのか。また27年度も28年度も1回しか実施されていないのは中身がどうなのかということがあるので、教えていただきたい。

それと障害者が利用できる施設について、東大阪アリーナのプールは、他市と違い、利用の際に住所や名前まで書かないといけない。また他の市ではロッカーが無償であるが、東大阪市では100円かかる。そのような利用回数とか、市が提供する障害者のサービスがどういうところで報告されているのか教えてほしい。

（事務局）

保育所等訪問支援事業については、平成24年度に障害児通所支援の制度が発足した際に、サービスの一つとして位置付けられたもの。このサービスを利用するには支給決定が必要であり、保護者からの申請に基づき支給決定を行い、受給者証を発行して利用していただくことになるが、集団の場であるので、保護者と事業所と保育所の三者で相談して、子どもに対しどう支援していくのか、というのがこの保育所等訪問支援事業である。市の中でもよく似た事業があり、子どもすこやか部では子ども応援課の相談チームが保育所を巡回し、教育委員会では幼稚園に訪問しており、保育所等訪問事業については、他の制度と違い利用者負担が発生するということもあり、なかなか制度が進んでいかないというのが現状であるが、これを充実していきたいとは考えている。

（委員）

障害者や障害児が使うデイサービスや短期入所の申請と同じ扱いということか。

（事務局）

短期入所は障害者総合支援法の支給決定が必要になるが、この保育所等訪問支援は子どもすこやか部で行っている放課後等デイサービスと同じ支給決定が必要になる。

（委員）

施設の利用についてはどこで取り扱っているのか。

（事務局）

市内には体育施設、公園など様々な施設があるが、所管が教育や土木などバラバラになっている。障害計画素案の70ページにスポーツ・レクリエーション・芸術文化活動支援による社会参加等の促進を掲げており、障害者の方にも分かりやすい、利用できる施設の一覧があればよいが、今のところま

だない。この計画の期間内に作成できればと思う。

なお、施設を利用する際に、障害児・障害者の方だけ氏名・住所の記入が必要となれば、障害者差別解消法における障害を理由とする差別にあたるため、その点については確認させていただく。

(委員)

実際に記入はしているし、駐車場利用の際も同様。東大阪市は減免が半額であり、また他市では名前を書くことはあっても住所まで記入することはない。また確認していただくとともに、できるだけ利用しやすいようお願いしたい。どれくらいの施設がどのような形で利用されているのかというのもまたご報告いただければ。

(委員長)

森田委員の指摘については、“安心して自立した生活のできる完全参加と平等のまち”という理念の下、就労もあり、居住もあり、レジャー・娯楽もあり、といった「東大阪市障害者プラン」という計画が別途あって、今回の第5期障害福祉計画は総合支援法を中心とした福祉サービスの事業計画という位置付けでのため、漏れているものと考えている。ただ検討はしていただき、また障害者プランの見直しの際にはぜひご参加いただき、ご意見を頂戴したい。

(事務局)

アリーナのプールは社会教育部の所管であり、指定管理の事業であるが、ご指摘の点については確認し検討させていただく。

(委員)

障害計画素案の45ページの「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」について、今から設置し協議を始めるのだと思うが、そもそもどれくらいニーズがあると把握しているのか。とりわけ就学前、保育の対象となる子どもたちで、集団保育可という形で医師の許可は下りており、そして医療的ケアが必要だということで申し込みに来られている、また受け入れておられるのであれば、何人受け入れているという数を教えてもらえないか。

(事務局)

具体的に数として把握しているのは、大阪府から提供されている資料として、重度心身障害児の数で、0～5歳が15名、6歳～17歳が102名ということで、実際に医療的ケアの必要な子どもが何人かということは現時点では把握していない。

(委員)

中核市と政令市では同じようにはいかないのかもしれないが、堺市などではずいぶん医療的ケア児の保育が進んでおり、受け入れされている。今から進めていくことはもちろん大事なのでぜひ進めていただきたいが、子どもにとって今という時間はとても大事で、こうやって今から協議を始め制度ができる間に子どもはどんどん大きくなっていく。本来、小さな時から集団の中で育つことによって、子どもの成長発達に良い影響を与える、ということへの期待が奪われることがないように、まず数をしっかり把握し、ニーズ量を把握し、どういう風に進めていかなければならないのか、ぜひ具体的に前へ進めていただければと思う。

(委員)

森田委員の指摘は私も気になっていたところであり、近年は保育所等に障害のある児童が多く進んでいっており、今までは有料になってしまい、その人によっての利用料が発生するのだと思うが、障害児支援センターレピラでは、そういったことがあると保育士からの相談にもものっていただくとか、この制度ということも広めなければならない。先ほども言われたようにその期間は短いし、一番大事な期間。ある意味では本人を中心として、親、保育士と協力しながら、その人たちの育ちを大事にしていかなければならない。ぜひ保育所等訪問は、むりだとしても、そういった姿勢、想いを持って関わっていただきたい。

(委員)

保育所等訪問支援について、さきほど保育所の巡回の中でも同じような活動をしているという話があったが、他の市町村を見ていると、進んでいるところはそういうところで連携して、保育所等訪問支援を入れているという印象がある。保育所等訪問支援をやっている児童発達支援が定期訪問してつないでいるという活動があるので、やはり活動促進させていくための仕組みがないと、個別給付の中で親御さんが声をあげていくというのは難しいと思う。ただ実際として障害を抱えている親御さんは保育所を利用しながら児童発達支援を利用しているので、そうしたところの連携の中で保育所等訪問支援を保育所の中に入れていくというのもすごく重要になっているので、ぜひそういった仕組みをつくれたらと思う。

それと保育所等訪問支援については対象が今年の改正で児童養護施設、乳児院も入ったので、文言の説明で入れておいたほうがよい。児童養護施設、乳児院単体ではそれほどニーズというものはないが、小学校を利用している児童養護施設の子どもたちで支援を小学校の中で受ける方で共有していくという意味で、保育所等訪問支援が必要となる場面もあるので、文言については入れていただけたらと思う。

そして障害者総合支援法の改正の中で、重度訪問介護のサービスの説明のところで、今年の改正の中で入院施設にも重度訪問介護派遣ができるようになったので、それも文言として入れてはどうか。パブリックコメントの29番にもそういった内容が挙げられている。今後の障害福祉施策の参考にさせていただきます、との回答であるが、昨年、重度訪問介護については入院施設に派遣が可能となりました。しかしながら中・軽度の人については利用できない、というかたちで、一律にこの回答でなく、文言を入れたほうがいいのか。

(委員)

子どもの未来応援プラン素案について、子どもの貧困対策を重点にご説明いただいたが、その中で子どもの居場所づくり支援事業について、今はどのような取り組みを行っているのか。また、地域福祉の文脈で言えば、子ども食堂などをNPOでやっていきたいと思うが、他市では条例を作るなど活発に取り組んでおり、東大阪市は遅れているという地域の声も聞く。その点の見解を聞かせてほしい。

もう一つは、平成30年4月施行の社会福祉法改正により、地域生活課題に教育という文言も入った。2015年に中央教育審議会でも新しい教育と地域創生というかたちで、地域や福祉と教育が協働していくという視点が打ち出されているが、そういった観点は今後入れていくのか、中間見直しで入

れていくのか。福祉と教育の協働、子どもの居場所づくりについて、子ども食堂や子どもの学習支援の位置づけについてお伺いしたい。

(事務局)

一点目の子どもの居場所づくりについて、計画素案148ページに子どもの居場所づくり支援事業を掲載しており、この事業は今現在実施できていないが、30年度より実施したいと考え記載している。東大阪市でもNPOなどの民間事業者が、子ども食堂を、こちらで把握しているだけでも10箇所程度行っている。今も事業所内で協力はいただいているが、情報の共有や、事業所間の協力という目的で、ネットワークを構築したいと思っており、働きかけを進めていきたい。またどういう居場所が子どもたちにとって大切なのか、子どもの発想や想いを大切にするにはどうすればよいのかも含め、次年度にネットワークとして構築していきたい。

(委員)

子どもの居場所や子ども食堂の場合、限定型にするのか地域型にするのか、個々のNPOなどの主体に依存するのではなく、行政としてしっかりとそういう仕組みづくり、ネットワーク会議をしていくのがよいのではと思うので、提案したいと思う。

(事務局)

子ども食堂を実際に実施されているところについては、子どもの貧困という視点を主にしているというよりは、地域づくり、子どもの居場所づくりを行っている中で、貧困の状況にあると思われる子どもが利用している実態がある、と把握している。そのほうが子どもたちにとっても利用がしやすいと考えており、それについてはネットワークの中で話を進めていければと思う。

(委員)

孤食で社会的孤立に陥っている子どもにそのような居場所や、一般的に地域の中で顔の見える関係を作る、という機能がある程度整理して、それに対してどのように進めていくか、という考え方が良いのではないかと感じたところである。

(事務局)

二点目の教育と福祉との協働であるが、今回の計画ではそういった視点での文言は含んでいない。今後、計画の見直しということも考えているが、それ以外でも子どもの貧困対策については国の制度も変わっていく可能性があるので、適宜見直しした内容を報告、あるいはウェブサイト等で公表などしていきたい。

(委員長)

元気な高齢者、1人暮らしの方の居場所も必要。障害児・者が福祉サービス以外の地域、サードプレイス、家庭でもない学校でもない施設でもないところで、ふらっと行ってそこに居場所があるということがとても求められている。制度を縦割りでやらないで横軸でやってもらえないか。ぜひご検討いただければ。

(事務局)

補足させていただきたいのだが、孤食のような状況を防ぐために、母子・父子自立支援員のようにひとり親家庭の方に対して支援しているところもあるし、家庭児童相談室というところもあるので、そのような関係部局とも

連携しながら、その場所を作っていただき、そこにつないでいきたいと考えている。

(委員)

関川先生がおっしゃった横串を入れなさいという話の続きであるが、幾つか情報として申し上げておきたい。私が参加している国土交通省の会議で、バリアフリー法の改正、ガイドラインの改訂、バリアフリー新戦略の新政策など非常に大きな志を掲げている。我が国のバリアフリーは2000年の交通バリアフリー法でできたフレームでこれまで動いてきたが、今後のオリンピック、パラリンピックなどの機会、また大阪府でもこれから万博における対応が確実に問題になってくるが、新しい情勢も踏まえ、一口に言えば全体を底上げする施策を検討中で、今年には法律を改正する予定。毎回相当な議論を交わし、私もこれだけは何があろうと欠席しないという覚悟で臨んでいるが、ぜひ内容を注目してほしい。

二つ目に、お役人の方はお分かりだと思うが、縦割りなのでどうにもならないということに本市が陥っていることをもう一度申し上げたい。大阪市など主だった市はどこも取り組んでいるが、残念ながら本市は、2000年の移動円滑化等基本構想、簡単に言えばバリアフリー計画という立派な計画を作ったわけだが、その後当事者参加で継続改善のチェックをする仕組みがない。豊中市、枚方市などにおいて、担当は色々違うが、堺市の場合は福祉部局、他のところでは交通計画課や道路交通課が担当しているが、とにかく本市にはない。あそこで作ったものが今どうなっていますか、というのが個人のお役人の頭の中の個人的な情報だけに留まっており、障害者の方が一同に集まって、ここがポイントなのだが、例えば大阪市では北ヤードなど基本構想作った時とはまるで街が変わってしまっているが、そういった新しい情勢を踏まえてもう一度改善計画を作る、これが我々の言うところのPDCAによる継続改善である。それをぜひ行ってほしい。それを福祉部局がやらなければと申し上げているのではない。それについては市の内部で話し合っていたきたい。

また、技術的な細かいところで、高齢介護計画の119ページ、「外出しやすい都市環境の整備」の項目で今申し上げたバリアフリーのことが書いてあるが、事業の展開の「福祉のまちづくりの推進」の中で、「大阪府福祉のまちづくり条例を踏まえ」、と書いてあるが、これはいかがなものか。これは「バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例を踏まえ」、と書かないといけない。大阪府福祉のまちづくり条例は、道路・公園等に関しては交通バリアフリー法に任せ、詳細は条例から外してある。条例は中小建築物に関する規制を取り扱っており、この書き方でいくと、肝心の大型の建築物、公共空間は抜けてしまう。

最後に、つまらないことだが、高齢介護計画にはまちづくりのことが書かれており、これまでは障害の計画にも概ね書かれてきたように思うが、今回の計画には記載がない。

(委員長)

それについては障害者プランのところで書かれており、障害福祉計画で取り扱う内容とは違うと考える。

(事務局)

バリアフリー法を計画に含めるかどうか確認し、必要があれば記載する。

(委員)

まだ制度はこれからであるが、高齢者と障害者が行き来できるようにという共生型サービスが4月から始まる。あまり高齢者の方は障害のサービスに行かないのかもしれないが、障害のほうでは今まで65歳の問題が色々あり、継続して今までの関係性も大事にしながらということで、広がっていく可能性はあると思う。しかし今の設備のままでいけるものであればいいと思うが、そうでなければ支援も必要であり、また障害のほうで高齢者に対応していただくと、今まで65歳問題で高齢者のサービスに来ていた障害者の方も来ることになるわけだが、数字としてどれくらいのものか分からない。それほど多くないのかもしれないが、双方の計画に関係あることだと思われるので、このタイミングでは難しい面もあると思うが、その辺どのようにお考えであるか。

あと今一度確認したいのだが、先ほども縦割りに横串を入れるという話があった。今日も3つの計画が出ているが、これがきちっと横でつながることが必要だと思う。それについて、今後の計画になるのかもしれないが、今後どのように進めていくのか。今言われている縦割りに横串をどのようにつないでいくのか。地域共生社会の中で今後設置すべきと言われている、種別を超えた、総合的に相談できる中核機関の設置、それについてどのようにお考えか。また、そもそも行政自体の仕組みも変わっていくべきだと思うが、その点についても現時点でどのように考えているか聞かせてほしい。

(事務局)

障害素案74ページに「我が事・丸ごと」の理念に基づく地域共生社会の実現について書かせてもらっている。まだ国のほうからは共生型サービスの制度設計は出ていないが、今後は障害の施設でも高齢を、高齢の施設でも障害をとという考え方であり、高齢・障害を一体的に支援できる施設が増えていくことを期待している。また、障害については、短期入所などの社会資源が東大阪市はまだ少ないが、そういったところで増えていけば、地域で支える仕組みづくりの中に共生型サービスが入ってくるものと思っているが、まだ制度設計が出ていない。国のほうは指定しやすいようにということで、少し従来よりも指定基準が緩めということは示しているが、まだ利用者がどれくらいという把握はできていない。

(委員長)

2つ目の地域包括ケアの深化ということで、障害、地域福祉、高齢、子どもの各分野について、地域の身近なところでニーズをキャッチして、自治体の総合相談の仕組みにつないでいくということは、どこで議論して、どういうところが責任を持って進めていくのか。

(事務局)

今の質問は「我が事・丸ごと」事業のことであると考えている。こちらについては次期の第5期地域福祉計画の中で盛り込み、先ほどから指摘をいただいている高齢、障害、児童の各分野における共通課題、こちらを横断的に、横串を刺す上位計画として位置付けるイメージを持ち、来年度策定してまいりたい。

(委員長)

来年度の地域福祉計画の見直しにおいて、福祉企画課が全体のリーダーシップを取って調整し、地域福祉計画の中でしっかり枠組みを作り、障害、子

ども、高齢の各計画の中に落とし込んでいく、というイメージでよいか。  
(事務局)

現時点では詳しいことは申し上げられないが、そのようなイメージを持って取り組んでいる。

(委員長)

高齢介護計画を作った時にも、結局地域包括ケアの深化のところで、色々アイデアはあるのだろうが、この部会だけで議論していいのか、というところは非常に悩ましい問題で、曖昧にしておいて、一番西島委員が問題意識を持って発言いただいたのだろうと思う。

それぞれの計画については、ご意見を踏まえ、私と事務局で最終的な調整を行い、変更・修正させていただく部分は私に一任いただけるか。

(異議なし)

最終案は委員長の責任においてまとめ、市長宛に意見具申したいと考えている。

○福祉部長  
閉会のあいさつ

○司会  
次回の審議会は平成30年5月21日(月)の午後2時に開催予定

閉会